

## 国税庁が有給家族休暇と有給医療休暇を有する企業への税控除ガイドラインを発表

- 米国国税庁(IRS)は、有給家族休暇(Paid Family Leave)と有給医療休暇(Paid Medical Leave)を従業員へ提供している企業につき、税控除受領にむけたガイドラインを発表した。
- 当該税控除は、2017年に施行された「Tax Cuts and Job Act(税削減と雇用増加法)」を制度化したものであり、2018年度と2019年度において同控除を受けることができる。
- 当該税控除受領の条件として、(IRSが定義するところの)正社員に対し、最低2週間の有給休暇を提供しなければならない。また、パート社員については、就業時間に比例半分して有給休暇を提供しなければならない。
- 当該税控除は、従業員への給与額に応じ、12.5%~25%の割合で受領可能となっている。
- 州政府や連邦が育児介護休業法(Family and Medical Leave Act)の代替として提供している有給休暇制度については、当該税控除の対象とはならない。しかし、雇用主が提供している短期障害有給休暇制度については、当該控除対象となる可能性がある。

出典: *Legislative and Regulatory Update, September 26, 2018 by Willis Towers Watson*

## 国税庁が2018年度対象の1094/1095レポート(ドラフト版)を発表

- 米国国税庁(IRS)は、2018年度を対象とする1094/1095レポート(ドラフト版)を発表した。
- 現時点においては、前年度(2017年度)と比較し、レポートフォーマットにおいて大きな変更はない。
- 以下表において同レポート制度(2015年より開始)概要を記載。

企業の従業員数	保険会社を通じて保険を購入しているプラン	自家保険プラン
50人未満	企業: レポート義務なし 保険会社: 1094B/1095-Bを提出	企業: 1094B/1095-Bを提出
50人以上99人以下	通称: ALE: (Applicable Large Employer)	企業: 1094-C/1095Cを提出
100人以上	企業: 1094-C/1095Cを提出 保険会社: 1094B/1095-Bを提出	企業: 1094-C/1095Cを提出

出典: *H&B Now October 3<sup>rd</sup>, 2018 by Willis Towers Watson*

## カリフォルニア州において短期限定健康保険が販売禁止

- 2018年9月22日、カリフォルニア州は、2019年1月1日から1年未満を保険期間とする短期限定健康保険の販売を禁止すると決定した。
- 同州では、185日未満を保険期間とする健康保険の販売は、既に禁止されていた。
- 当該健康保険の販売については、オバマケア(米国医療保険改革法。Affordable Care Act's)に反するとして、訴訟が発生していた。

出典: *H&B Now October 3<sup>rd</sup>, 2018 by Willis Towers Watson*